

令和 8 年度 一関市立藤沢中学校

第 1 回 学校運営支援協議会

期日：令和 8 年 6 月 1 6 日 (火)

1 0 : 0 0 ~ 1 1 : 3 0

場所：藤沢中学校 会議室

《 次 第 》 進行：副校長

- 1 授業参観〔2校時 10:00~10:30〕
- 2 校長挨拶
- 3 協議
 - (1) 学校運営支援協議会について
 - (2) 令和 8 年度 学校運営の基本方針について
 - (3) 第 2 回学校運営支援協議会 生徒との熟議におけるテーマについて
 - (4) その他
- 4 情報交換

一関市立藤沢中学校 学校運営支援協議会名簿

	氏名	役職等	備考
1	星 義 弘	藤沢町住民自治協議会 会長	
2	櫻 井 博 勝	学識経験者	
3	鈴 木 み え	学識経験者	
4	佐 川 勝 弘	一関市社会福祉協議会 藤沢支部長	
5	千 葉 英利子	学識経験者	
6	熊 谷 富寿子	藤沢町主任児童委員	
7	佐 藤 聖 子	新沼保育園 園長	
8	菊 地 慶 正	藤沢中学校 P T A会長	
9	大 川 憲 一	藤沢中学校 校長	
1 0	佐々木 済 通	藤沢中学校 副校長	

会長・副会長の選出

会 長	
副会長（２名）	

※ 一関市学校運営支援協議会規則

第 10 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。ただし、対象学校の校長は、会長となることができない。

協 議

1 学校運営支援協議会について

(1) 目的

校長の権限と責任の下に学校及び地域住民、保護者等が協議することにより、地域住民等の学校に対する支援及び協力を促進し、学校と地域住民等の信頼関係を深め、学校運営の改善並びに児童生徒の健全育成を図る。

（一関市学校運営支援協議会規則 第 3 条より）

(2) 年間計画

	日 時	主な内容
第 1 回	6 月 1 6 日（火） 1 0 : 0 0 ~	授業参観 学校運営基本方針の確認 生徒との熟議のテーマについて
第 2 回	1 1 月上旬	学校運営に係る中間報告 熟議（テーマ未定）
第 3 回	2 月下旬	学校運営に関する報告と評価

2 令和 8 年度 学校運営の基本方針について

※ 学校要覧参照

3 第2回学校運営支援協議会 生徒との熟議におけるテーマについて

例：安心安全な学校づくり（いじめ・不登校含む）

地域と連携した学び・体験活動

防災・防犯・通学路の安全

居場所づくりと相談体制の充実

情報モラル・SNS 利用のルールづくり

部活動の地域連携や持続可能な運営

キャリア教育・進路を支える地域の関わり

4 その他

情報交換

--

1 学校教育目標

人間尊重の精神に徹し、豊かな人間性と創造性に富み、
最後までやりとげるたくましい生徒を育成する

2 目指す学校像

- 充実した学校……努力、感動、希望のある学校
- 明るく活気に満ちた学校…互いを尊重し、笑顔にあふれるふれあいがある学校
- 安心・安全な学校……学校事故・いじめの見逃しのない学校
- 節度のある学校……「時を守り、場を清め、礼を正す」ことを大切にする学校

3 目指す生徒の姿

	知育	徳育	体育
東 阜 の 書 よ	い き 為 己 己のために為す	つい し 遂 志 志を遂げる	やく しん 躍 清 清々しく躍る
目 指 す 生 徒 像	・わかる・できる喜びを感じ主体的・積極的に学ぶ生徒 ・学びを通して自己実現を図る生徒	・目標実現に向けてあきらめず挑戦し続ける生徒 ・他人を尊重し、思いやりをもって行動できる生徒 ・規律を重んじ、約束を守る生徒	・命を大切にし、心身ともに健康な生徒 ・規則正しい生活と体力向上に励む生徒

4 1～3を実現するために、こんな教師を目指します

（藤沢中職員として目指す姿の実践）

- 「熱意」……率先垂範、教育への情熱を持ち、生徒とともに成長する教師
- 「愛情」……生徒との心の交流を大切にし、生徒理解に努める教師
- 「使命」……自覚と責任を持ち、自己研修に努める教師
- 「信頼」……生徒、父母、地域から信頼される教師

5 学校経営方針

- （1）確かな学力の育成
- （2）豊かな人間性の育成
- （3）健やかな心身の育成
- （4）特別支援教育の充実
- （5）保護者と地域に信頼される教育の推進

6 学校経営の重点

重 点 目 標	具体的な取り組み内容
1 確かな学力の育成 ア 学習規律の徹底 イ 「いわての授業づくり3つの視点」を意識した授業改善 ウ ICTの効果的活用 エ キャリア教育の充実 オ 家庭学習習慣の確立（1・2年生 90分 3年生 120分）	・「授業の約束」の活用 ・学習環境の整備 ・見通しをもって主体的に学習課題の解決を目指す授業の実践 ・校内研究会・互見授業（一人一授業）の実施 ・各種研修会への積極的参加 ・諸調査結果の積極的活用 ・ICTの効果的活用に関する情報共有、教材のデータベース化 ・3年間を見越したキャリア教育の計画的実施 ・教科・学活での家庭学習の取り組み方指導 ・家庭と連携した家庭学習に取り組む環境整備 ・小学校と連携したカリキュラムマネジメントの実施
2 豊かな人間性の育成 ア 人権・道徳教育の充実 イ 発達支持的生徒指導の推進 ウ いじめなどの問題行動への適切な対応と不登校対策の推進 エ 読書活動の推進 オ ボランティア活動の推進	・道徳科を要とした人権・道徳教育の充実と一人ひとりが大切にされる環境づくり ・生徒を主体とした魅力ある学校づくりの取り組み ・定期的な教育相談・アンケートによる問題行動等の早期発見 ・いじめ防止基本方針にもとづいた対応 ・生徒支援委員会の実施と外部機関（小学校や医療・福祉機関との連携強化による組織的対応 ・朝読書の実施と読書普及員との連携 ・生徒会を主体としたJRC活動
3 健やかな心身の育成 ア 望ましい生活習慣の確立 イ 保健教育の推進 ウ 計画的・継続的な体力の向上	・生活習慣の振り返り（生活記録ノートの活用・家庭との連携） ・情報モラル教育の充実（情報リテラシー、スクリーンタイムの自己管理等も含む） ・健康診断結果にもとづく受診勧奨 ・心身の健康・薬物乱用・食育等に関する学習会の実施・ ・保健体育の授業や部活動、合同トレーニング、特設陸上練習等における体力向上取り組み
4 特別支援教育の充実 ア 教職員の特別支援教育に関する専門性の向上 イ 多様性を認め、生徒一人ひとりを大切にしたい学校・学級づくりの推進 ウ 組織的な支援体制の確立 エ 特性を考慮した進路指導の充実	・校内研修会の実施 ・特別支援委員会の実施 ・生徒の特性の把握と全職員による情報共有 ・ユニバーサルデザインの観点に基づく教材づくり・環境整備 ・小学校や医療・福祉機関など外部との連携 ・生徒や保護者の意向と障がいの適性をふまえた、3年間を見通した進路指導
5 保護者と地域に信頼される教育の推進 ア 学校安全の充実 イ 保護者、地域住民、関係機関との連携強化 ウ 積極的な情報収集・情報発信 エ 部活動の地域展開の推進	・実践的な安全指導、防災教育の実施 ・危機管理マニュアルの見直しと周知 ・PTA・学校運営支援協議会での方針説明・意見徴収 ・地域コーディネーターと連携した地域人材・関係機関など教育資源の活用 ・地域行事への参加促進 ・校報、学年通信、学級通信などの定期的な発行とHPの公開 ・部活動の地域展開の啓発（PTA・指導者懇談会等）

令和8年度 藤沢中学校 まなびフェスト

☆ 学校教育目標の達成のため、学校・生徒・家庭が一体となって以下の取り組みを行います。

※ 数値は達成目標 学校評価アンケートによる評価

	学校では	生徒は
確かな学力の定着	① 生徒がよくわかる授業に取り組みます。(生徒による肯定的回答割合 90%以上) ② 生徒が課題の解決に向けて、主体的に取り組む授業を行います。(生徒による肯定的回答割合 85%以上) ③ キャリア教育を通じ、将来に夢や目標をもてる生徒を育てます。(生徒による肯定的回答割合 75%以上)	① 1・2年生 90 分、3年生 120 分の家庭学習に取り組みます。(1日平均で目標を達成できている生徒 の割合 70%以上) ② 学校の宿題に加え、自主学習にも取り組みます。(生徒による肯定的回答割合 60%以上)
豊かな人間性の育成	④ 「学校は楽しい」と生徒が感じられる学校づくりに取り組みます。(生徒による肯定的回答割合 90%以上) ⑤ 他人を尊重し、思いやりを持って行動する生徒を育てます。(生徒による肯定的回答割合 95%以上) ⑥ ルールやマナーの意味を考え、約束を守る生徒を育てます。(生徒による肯定的回答割合 95%以上)	③ その場に応じた気持ちの良いあいさつ・返事に取り組みます。(生徒による肯定的回答割合 90%以上) ④ 年間10冊以上の読書に取り組み、視野を広げます。(達成できた生徒の割合 70%以上) ⑤ ボランティア活動や清掃活動に積極的に取り組みます。(生徒による肯定的回答割合 80%以上)
健やかな心身の育成	⑦ 生活の振り返りを通して、生徒の望ましい生活習慣づくりの指導に努めます。(生徒による肯定的回答割合 80%以上) ⑧ 教育相談やアンケートを通じて、生徒の悩みやいじめなど問題行動の把握に努めます。(生徒・保護者による肯定的回答 80%以上) ⑨ 健康に関する学習を積極的に行い、生徒の健康への意識を高めます。(生徒による肯定的回答割合 80%以上)	⑥ 情報機器(スマートフォン、ゲーム等)の利用時間は1日2時間以内を守ります。(利用時間が1日平均2時間以内の生徒の割合 70%以上) ⑦ 1日の 60 分以上の運動に取り組み、体力の向上に努めます。(1日平均で目標を達成できている生徒の割合 60%以上)
地域に開かれた学校	⑩ 学校の情報を積極的に発信するとともに、保護者や地域からの情報や声を積極的に収集し、教育活動の改善に努めます。(保護者による肯定的回答割合 85%以上) ⑪ 地域の活動に積極的に協力します。(保護者による肯定的回答割合 85%以上)	⑧ 地域の活動に積極的に参加します。(生徒による肯定的回答割合 80%以上)

ご家庭でお願いしたいこと

- ☆ 「早寝、早起き、朝ごはん」の習慣化をお願いします。
- ☆ 家庭内での積極的なあいさつや会話をお願いします。
- ☆ 家族の一員として、手伝いをさせてください。また励ましや認める声かけをお願いします。
- ☆ 家庭学習に集中して取り組める環境づくりをお願いします。
- ☆ 情報機器(スマホ、ゲーム等)について、家庭内のルール作りと「居間9ルール」の徹底をお願いします。

資料

一関市学校運営支援協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5の規定に基づき置く学校運営協議会について、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 この規則の規定により置く学校運営協議会は、学校運営支援協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(協議会の目的)

第3条 協議会は、校長の権限と責任の下に学校（一関市立学校条例（平成17年一関市条例第69号）第2条及び第3条に規定する学校をいう。以下同じ。）及び地域住民、保護者等（以下「地域住民等」という。）が協議することにより、地域住民等の学校に対する支援及び協力を促進し、学校と地域住民等の信頼関係を深め、もって学校運営の改善並びに児童生徒の健全育成を図るものとする。

(設置)

第4条 教育委員会は、法第47条の5第1項の規定により、学校ごとに協議会を置くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、小学校及び中学校が相互に密接に連携し、その所在する地域の特色を生かした教育活動を行う場合は、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。

3 協議会は、当該協議会を置いた学校または地域の名称を冠するものとする。

(委員の任命)

第5条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、協議会ごとに15人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 当該協議会を置いた学校（以下「対象学校」という。）の所在する地域の住民
- (2) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- (3) 対象学校の校長
- (4) 対象学校の教職員
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) その他教育委員会が必要と認める者

2 対象学校の校長は、前項の委員の委嘱又は任命に関し、教育委員会へ委員を推薦するものとする。

3 委員に欠員が生じたときは、教育委員会は新たに委員を委嘱し、又は任命するものとする。

(任期)

第6条 委員の任期は、4月1日から翌年の3月31日までの1年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第3項の規定による補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第7条 委員の報酬は、別に定める。

(守秘義務等)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 協議会及び学校の運営に著しく支障を来す言動をすること。
- (2) 委員としての地位を利用し、営利行為、政治活動、宗教活動等を行うこと。
- (3) その他委員としてふさわしくない行為を行うこと。

(委員の解嘱等)

第9条 教育委員会は、本人からの辞任の申出があったときは、委員の委嘱又は任命を解くことができる。

2 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、理由を付して委員の委嘱又は任命を解くことができる。

- (1) 前条の規定に違反したとき。
- (2) その他解嘱又は解任に相当する事由が認められたとき。

(会長及び副会長)

第10条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。ただし、対象学校の校長は、会長となることができない。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第11条 協議会の会議は、会長が対象学校の校長と協議の上、招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会の会議は、原則として、公開する。

(基本的な方針)

第12条 校長は、学校の運営に関して、教育課程の編成その他校長が必要と認める事項について基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

2 校長は、前項により承認された基本的な方針を、教育委員会に提出しなければならない。

(意見の申出)

第13条 協議会は、法第47条の5第6項又は同条第7項の規定により教育委員会に意見を述べるときは、対象学校の校長を経由して行うものとする。

2 協議会は、法第47条の5第7項の規定による対象学校の職員の任用等に関する意見を述べるときは、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴くとともに、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 第3条の趣旨を踏まえたものであること。
- (2) 学校の教育上の課題を踏まえたものであること。
- (3) 特定の個人に関するものでないこと。
- (4) 職員の分限、懲戒、賞罰その他身分に関するものでないこと。

(運営状況の報告)

第14 条 協議会は、教育委員会に対し、毎年度 1 回、協議会の運営状況を報告するものとする。

(適正な運営の確保等)

第15 条 教育委員会は、協議会の適正な運営を確保するために、必要に応じて指導又は助言を行うものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な協議を行うことができるよう、協議会に必要な情報を提供するよう努めなければならない。

(庶務)

第16 条 協議会の庶務は、対象学校において処理する。

(補則)

第17 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。